

当座勘定規定（個人当座用） （新旧対照表）

現行	改定後
第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。	第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 ただし、他行（埼玉りそな銀行・関西みらい銀行・みなど銀行を除きます。以下同じ。）を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。
第7条（手形、小切手の支払・発行） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合は、当座勘定から支払います。	第7条（手形、小切手の支払・発行） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ただし、2026年10月1日以降に振り出された小切手または手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。
第8条（手形、小切手用紙） ①当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	第8条（手形、小切手用紙） ①当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。 ただし、2026年9月30日までに振り出ししてください。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。
第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができる ものとします。	第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができる ものとします。 なお、2026年10月1日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払いを拒絶することができるものとします。
第18条（線引小切手の取扱い） ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	第18条（線引小切手の取扱い） ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 なお、2026年10月1日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払いを拒絶することがあります。
(2025年10月1日現在)	(2026年4月1日現在)
小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026年10月1日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 できるだけ 記入してください。